

# ◆ 学校感染症について ◆

学校感染症に罹患したら、大学に連絡をして出席停止期間は家庭で安静にしてください。医師の指導を受けてから登校してください。出席停止期間は公欠になります。欠席届(公欠)を記入し、診断書または学校感染症罹患証明書等を持って保健センターへ来てください。学校感染症罹患証明書は、学生ポータルサイトのリンクからダウンロードできます。

※インフルエンザの場合は、医療機関の診療明細書やお薬手帳の写し等、本人の罹患を確認できる書類で診断書に代えることができます。

※新型コロナウイルス感染症に関連する欠席は、『新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン(徳島キャンパス)』を参照してください。

## ◇学校感染症の種類(学校保健安全法施行規則)と出席停止期間◇

◎ 登校停止が必要な感染症と登校停止の基準 (※病状により医師が感染のおそれがないと認めた場合はこの限りではありません。)

分類	病名	出席停止の期間
第一種	急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、鳥インフルエンザ、指定感染症及び新感染症など	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで

◎ 条件によっては登校停止の措置が必要と考えられる感染症

分類	病名	出席停止の期間
第三種 その他	溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎、手足口病、帯状疱疹、EBウイルス感染症など	医師において感染のおそれがないと認めるまで

## ◇インフルエンザの出席停止期間◇

例	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合		解熱	1日目	2日目			登校OK		
発症後2日目に解熱した場合			解熱	1日目	2日目		登校OK		
発症後3日目に解熱した場合				解熱	1日目	2日目	登校OK		
発症後4日目に解熱した場合					解熱	1日目	2日目	登校OK	
発症後5日目に解熱した場合						解熱	1日目	2日目	登校OK